

認 定 合 意 書

農林物資の規格化等に関する法律（以下、「JAS 法」という）に基づく有機食品等の認定申請若しくは認定継続に際し、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下甲という）と〇〇（以下乙という）は、以下の通り合意した。

第 1 条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの合意書を遵守すること。

第 2 条 本合意書の有効期間は、締結の日より、乙が格付け業務を廃止した日又は甲が乙の認定を取り消した日までとする。

第 3 条 甲は、常に本合意書、認定業務規程及び諸規程等を遵守し、JAS 法に基づき認定業務を適切に遂行すること。

第 4 条 甲は、乙が適切な時期に過不足のない書類を添えて新規申請、若しくは認定事項の変更の申請を行った場合、甲は乙が行おうとする格付業務にできる限り支障を来さないように対応すること。

第 5 条 乙は、要求事項の変更も含め、常に本合意書を遵守すること。また乙が自ら定めた内部規程・格付規程（小分け業者にあっては格付表示規程）及び甲の定める認定業務規程及び諸規程等に従うこと。

第 6 条 乙は、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように継続的に維持すること及び格付する農林物資が継続して日本農林規格を満たすこと。

第 7 条 乙は、JAS 法第 14 条第 6 項及び第 7 項、第 18 条並びに第 19 条の規定を遵守すること。特に、有機 JAS マークは、部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行うこと。

第 8 条 乙は、格付の表示を行って出荷をするときは、その記録を残すと共に、当該農林物資等に「有機」の名称表示を必ず行うこと。また生産行程管理者においては生産行程についての検査（以下、「格付検査」という）を生産荷口毎に、JAS 法に定める通りに行い、その記録を残すこと。

第 9 条 乙は、格付検査において不適合品が生じた場合、当該不適合品に有機の表示を行わず、適合品と混合することのないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じるとともに、それらに係る記録を作成・保持すること。

第 10 条 乙は、農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反、又は農林水産大臣による報告の請求若しくは物件の提出の拒否、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる検査の拒否、妨害若しくは忌避、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしないこと。

第 11 条 乙は、認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ甲に通知すること。なお、本項を含め乙に課せられる責務が解除されるのは、廃止届が甲に達した日の 30 日後であること。

第 12 条 乙は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うとき、あるいは、第三者に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行う場合には、認定対象農林物資が当該農林物

資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないことと共に、認定対象農林物資以外の製品について甲の認定を受けていると誤認させ、又は甲の検査の内容、その他の認定に関する業務内容について誤認させる恐れのないようにすること。これは認定の縮小、拡大、格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の一時停止あるいは取り消しが実施された場合においても守られるようにすること。

第 13 条 乙は、甲が前条に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。

第 14 条 乙は、甲が行う認定事項の確認調査又は臨時調査、その他必要に応じて行う確認等（甲に寄せられた苦情に対する調査を含む）に協力すること（外注先を含む）。また、常に適切な方法で連絡が取れるようにすること。

2 乙は、正当な理由があつて甲が認めたオブザーバーが前項の調査等に立ち会うことを認めること。

第 15 条 乙は、認定に係るほ場又は製造所又は事業所における「年間の生産計画（小分け業者の場合は小分け計画）」を策定し、当該計画を甲に提出すること（小分け業者は除く）。

第 16 条 乙は、自らが行った格付（小分け業者にあつては格付の表示。以下本条において同じ）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。

（1）当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間）が 1 年以上である場合は、当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から 3 年間）

（2）当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が 1 年未満である場合は、当該農林物資の格付の日から 1 年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から 1 年間）

第 17 条 乙は、毎年 6 月末までに、その前年度の格付実績（小分け業者にあつては格付表示実績、有機農産物の生産行程管理者にあつては格付実績及び認定に係るほ場の面積）を甲に報告すること。

第 18 条 甲は、乙に対し、認定業務に関し必要な報告を求め、又は認定に係る工場、ほ場、事務所、事業所、倉庫その他の場所（外注先を含む）に立ち入り、格付若しくは格付の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問することができること。

第 19 条 乙は、認定証の写し及び認定継続確認書を取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、付属する書類すべてを複製すること（ただし、認定継続確認書を提供する場合は、添付文書「年次調査の判定結果通知の別添文書」は含めなくてもよいこととする）。

第 20 条 乙が本合意書で定めた事項に違反、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、又は調査手数料等の支払いを行わなかった場合は、甲は、乙に対し、認定の取り消し又は格付業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求することができること。

第 21 条 乙が前条の格付業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止の請求に応じないときは、甲は、その認定を取り消すことができる。

第 22 条 甲は、甲が乙を認定したとき若しくは認定事項の変更を確認したときは、乙の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る工場及びほ場等の名称及び所在地、認定番号並びに認定の年月日を公表すること。また第 20 条の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取り消しの年月日及び当該請求又は取り消しを行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。

第 23 条 乙は、格付表示を行った有機農産物等に対して持ち込まれた有機性に関する苦情は全て記録し、苦情に対して適切な処置を取るとともに、その記録を甲の求めに応じて甲に利用させること。

第 24 条 乙が、格付業務を自主廃業した場合、または、甲が乙の認定を取消した場合若しくは甲が格付業務の停止及び製品の出荷停止を求めた場合は、乙は認定証（認定証の認定事項一覧を含む。）及び直近の認定継続確認書を甲に返還すると共に有機 JAS マークの使用を中止すること。また、乙は自主廃業後若しくは甲に認定を取り消された日以降、若しくは甲に格付業務の停止及び製品の出荷停止を求められた日以降、有機 JAS マークの使用及び認定を受けている旨の広告又は表示を中止すること。

第 25 条 甲は、甲の認定業務の公平性について公平性委員会の審査を受ける場合において、委員より乙の情報の開示を求められた場合は、乙の認定申請書、審査報告書、判定結果等全ての情報を開示することができる。

第 26 条 甲は、乙が認定の技術的基準を満たしていることを確認し、認定後においても継続的に認定の技術的基準を満たしていることを、定期的に確認を行う義務を有するものであって、甲は、乙が格付表示を行った農林物資についての責任を負うものではない。

第 27 条 甲が、乙に対し、認定の技術的基準の適合の判定を行う際、資材メーカーから提出された証明書に、誤認又は瑕疵があった場合、当該証明書を元に判定を行った結果、乙に損害が生じた場合においても甲はその責を負わない。

第 28 条 甲は、調査あるいはその他の情報等によって、乙が認定の技術的基準に適合しなくなったとき、又は適合しなくなる恐れが大きいと認めたとき、乙に対してその根拠を示して改善を求めると共に、甲が許可するまでは農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないこと等を要求することができる。

2 乙は前項の要求に従うこと。

3 前項の措置は認定の技術的基準への適合改善が確認できるまでの間、下記の通りに行う。

(1) 乙の適合改善がすみやかに行われると見込まれる場合、甲は乙に格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の自粛を要求する。

(2) 乙の適合改善に相当の期間を要すると見込まれる場合、甲は乙に格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の一時停止を要求する。

4 甲は、乙が認定の技術的基準に適合しないとして求めた是正要求について、乙より是正がなされた旨の報告を受けたときは、その報告を評価し、乙が認定の技術的基準に適合すると認めた場合は、甲は乙に対し、格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の自粛若しくは一時停止の解除を通知する。

第 29 条 乙は、甲の判定結果に対してクレームのある場合は、「クレーム処理規程」に基づ

き、判定結果を受け取ってから14日以内に書面にて、甲に申し出るものとする。

2 甲は乙からクレームを書面で受け付けたときは、「クレーム処理規程」に基づき適正に処理すること。

第30条 甲は、有機認定業務規程第3条で定める通り、認定業務で得られる乙の情報について機密保持に責任を持ち、機密保持に必要な適切な管理を行う。

第31条 甲は、乙の認定に関係する日本農林規格または認定の技術的基準、その他JAS法等が改正された場合、その旨を乙に通知する。

2 乙は前項により甲から通知された改正内容をすみやかに確認し、引き続き、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように継続的に維持すること及び格付する農林物資が継続して日本農林規格を満たすようにすること。

第32条 甲は、乙を認定した後に、認定事項に係わる調査を実施する。また甲は、乙が認定事項を変更するために変更届を提出した場合、又は乙に係わる認定事項が変更されたことを知り得た場合は、必要に応じて臨時調査を実施する。乙は、甲が行うこれらの調査に協力すること。

第33条 この合意書に記載のない事項又は合意書の条項の疑義については、甲・乙協議して定めるものとし、協議の整わないときは甲の解釈により定めるものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙が各1通を保有する。

以 上

年 月 日

(甲) 長野県松本市波田5632番地1
公益財団法人 自然農法国際研究開発センター
理事長 伊藤 明雄 印

(乙) 申請者 住所
氏名又は名称

代表 印